

○ 自治制度の改正に向けた提案

資料2 遠松専門委員提出資料

提案事項名	現行制度等	提案の概要	備考
【税財政制度に関するもの】			
地方税収納金整理資金制度の創設	地方税収は、還付金控除前の、いわばグロスの収入が一般会計に編入されており、①過誤納金等の収入を一般経費の財源としている②還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生じるなどの問題が生じている。	地方税についても、国税における「国税収納整理資金制度」と同様の制度を創設すること。	
還付加算金の割合の引下げ	還付加算金の割合は、「各年の前年の11月30日を経過するときの商業手形の基準割引率+4%」（地方税法附則第3条の2）とされ、平成22年度中は、市中金利（普通預金で0.039%）の約110倍に当たる4.3%となっている。	市中金利に比較して過大な還付加算金の割合を引下げること。	還付加算金の割合を高水準で設定していることは、還付加算金の大部分が地方団体に帰責性のない制度的要因によって発生することとあいまって、地方団体の過重な負担となっている。
国有資産等所在市町村交付金制度等の見直し	固定資産税が非課税となっている「国、地方公共団体の所有する固定資産」のうち、公共の用に供さない貸付資産等について、一般の固定資産との均衡を考慮して、固定資産税に相当する額を所在市町村に交付する制度であるが、地方の課税自主権を強化する観点から、制度の見直しが必要。	○国有資産等所在市町村交付金制度については、当面、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。 ○同制度の前提となる国及び地方公共団体等に対する非課税措置については、他の同種の固定資産との間の負担の均衡等を考慮して、廃止も含めた抜本的な見直しを行うこと。	
【財産に関するもの】			
行政財産の利活用の促進	地方自治法は行政財産の適正かつ効率的な管理を期するため、交換、売り払いなど行政財産を私法上の関係において運用することを原則として禁止している。	行政財産（特に公の施設）の管理の観点だけでなく、利活用の観点から、より使い勝手のよい制度とすること。	

提案事項名	現行制度等	提案の概要	備考
行政財産の使用許可	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるが、施設の占有を伴わない施設の使用に対する対価について、条文上どの規定によるべきか明らかでない。	遊休施設を直接使用（占有）させて使用料を徴収する以外の方法で、財産的価値が認められるような利用方法が生じた場合に、柔軟に対応できるような規定を整備すべき。	

【収入に関するもの】

物品に関する使用許可及び使用料の徴収に関する規定の整備	物品について使用許可及び使用料の徴収に関する規定がない。	行政財産と同様、自治法上、明確に規定されるべきである。	
自治体独自の課金制度の創設	自治法の収入に関する規定は、使用料や手数料等限定列挙されており、列挙された科目に該当しなければ自治体は収入できない。	自治体における政策実現のため、列挙されている以外でも、課金できる仕組みを創る必要がある。	
使用料・手数料の審査請求に対する議会への諮問	使用料又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求について、議会への諮問が必要となっている。	使用料又は手数料の全ての審査請求について議会への諮問が必要であるのか、検討するべきである。	
自治体の債権に関する取扱いについて	自治法が制定された当初は、自治体が私人と対等の立場で収入する債権をほとんど想定していなかったと考えられるが、現在では多種多様な私債権があり、それらを公債権と区別すべき合理的な根拠がなくなっている。	○公法上の債権と私債権を区別する必要はなく、消滅時効の期間も含め、一律に取り扱うべき。 ○その上で、現在非強制徴収公債権又は私債権とされているものについても、強制徴収できるような規定とするべき。	

【給与その他の給付に関するもの】

給与制度の改正	職員に対して支給できる手当は、現行の地方自治法上、扶養手当、地域手当など27種類に限定されており、地方公共団体が必要に応じて独自の手当てを設定・支給することは認められていない。	能力・業績主義に基づく柔軟かつきめ細かい人事管理を行うため、政策的判断に基づき手当てを支給することが可能となるよう、地方自治法第204条第2項における諸手当の制限列挙の規定を例示規定に改めること。	〔支給の例〕 ○顕著な功績や業績をあげた場合 ○特別な能力や資格を職務に活用した場合 ○職務上、特別な責任を担うポストに就いた場合 ○各ポストの職務困難度に応じて職責手当てを支給する場合
---------	--	--	---